

参与会 意見メモ

2013. 7. 31

弁護士 拝師徳彦

第1 地方消費者行政について～相談窓口の機能の整理について～

行政としてどのような機能をどのレベルで保有すべきかの議論ができていないのではないかと。

e x. 広域連携やよろず相談, 民間委託の評価等

→諸課題を議論する前提として, 相談窓口の機能・役割を整理しておく必要がある。

具体的には

- ① アクセスの容易性・確実性
- ② 専門性のある相談対応
- ③ 総合的な相談対応
- ④ 相談結果の消費者啓発・被害予防への還元
- ⑤ 相談結果の企画立案への反映

といった整理が必要ではないかと。

※消費者委員会地方消費者行政専門調査会での議論参照

第2 地域での人材育成について

基本方針に入れて頂いたことは評価。今後どのように広めていくか。

- ① 消費者行政推進地域協議会を検討中の都道府県に直接相談し, 当該都道府県からめばしい市町村に働きかけ。
- ② 消費者庁として簡易な資格認定制度(所定の講座を受講したら誰でももらえるようなもの)を設けて, 各地のコーディネーター候補者に取得してもらってはどうか。
- ③ その他財政支援等国として支援できることを整理して早めに地方に流すことが必要ではないかと。

以上